

岩手県告示第328号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成24年4月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成24年3月29日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社コンブル
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市立根町字中野20番地
 - ウ 代表者の氏名 今野親由
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第8725号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年3月16日付けで土木工事業、とび・土工工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成24年3月30日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社宏伸
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村篠木字明法132番地23
 - ウ 代表者の氏名 角掛靖治
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第20217号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年3月26日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成24年4月4日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社御堂
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡岩手町沼宮内第15地割9番地1
 - ウ 代表者の氏名 中村幸子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第20614号
 - (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年4月3日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。